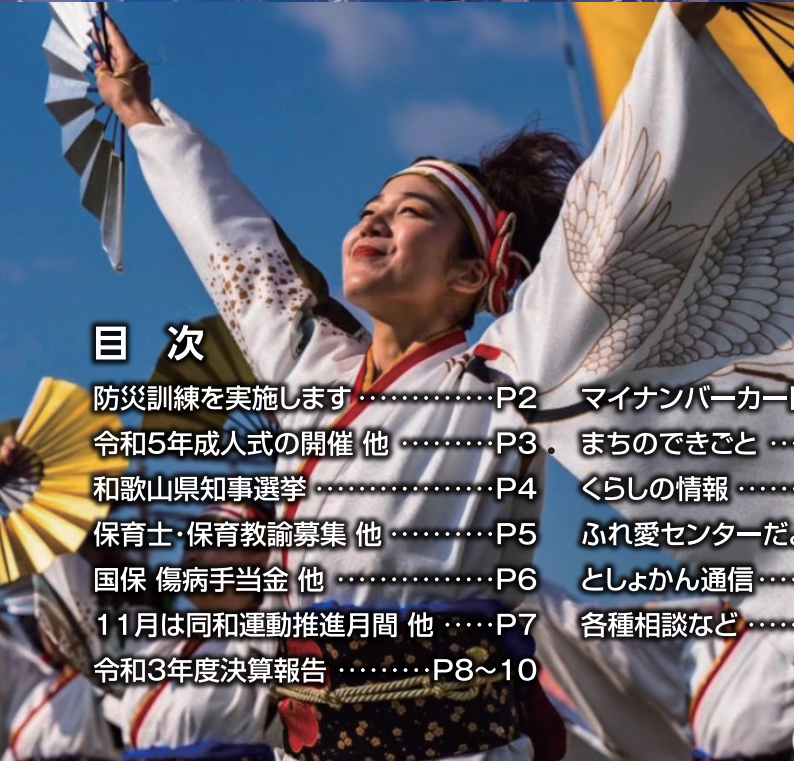


広報  
みなべ



## 目次

防災訓練を実施します	.....P2	マイナンバーカードについて	...P11
令和5年成人式の開催 他	.....P3	まちのできごと	.....P12~13
和歌山県知事選挙	.....P4	くらしの情報	.....P14~17
保育士・保育教諭募集 他	.....P5	ふれ愛センターだより	.....P18~19
国保 傷病手当金 他	.....P6	としょかん通信	.....P20
11月は同和運動推進月間 他	.....P7	各種相談など	.....P21
令和3年度決算報告	.....P8~10		

### 「梅、舞う。」

10月1日、紀州弁慶よさこい踊りで町内の「プラリズム～梅舞～」が華麗な踊りを披露し、大賞受賞。



# 防災訓練を実施します

訓練日時 **11月6日(日)**  
午前8時から

対象地区 **みなべ町全域**

訓練内容

①シェイクアウト訓練  
大地震を想定し、参加者全員がサイレンを合図にシェイクアウト訓練を実施してください。

②避難訓練(①の後)

津波浸水想定時間までに高台へ避難してください。

〔高城地区〕

揺れから身の安全を確保し、直ちに避難所へ避難してください。

## シェイクアウト訓練

シェイクアウト訓練とは、2008年にアメリカ合衆国で始まった地震防災訓練です。

地震の際の安全確保行動である「命を守る3動作」を誰でも、どこでも、気軽に、簡単に行うことができる防災訓練です。



提供：効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議

### 自衛隊装備品の展示について

訓練当日、陸上自衛隊協力のもと下記のとおり自衛隊車両の展示を行いますので、ぜひご来場ください。

時間 訓練終了後から午前11時まで

場所 みなべ愛之園こども園駐車場

## 令和5年 成人式のご案内

今年度20歳になる新成人を祝福する「令和5年成人式」を開催します。新型コロナウイルス感染症対策や式の規模縮小などを行った上で実施しますので、ご出席ください。

開催日 令和**5年1月4日**(水)

〔第1部〕南部・岩代地区

受付開始 12:30～ 開式 13:00～

〔第2部〕上南部・高城・清川地区

受付開始 14:30～ 開式 15:00～

場 所 ホテル&リゾート和歌山みなべ(山内348)

対象者 平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれの方

(町内の小中学校に在籍後、町外へ転出した方を含む)

※対象の方には、案内状を差し上げます。

成年年齢引き下げに対するみなべ町成人式の取扱いについて

令和4年4月1日から成年年齢は18歳となりましたが、みなべ町の成人式では、令和5年以降もこれまでと変わらず、20歳を迎える皆さまを対象とします。

お問い合わせ先 教育学習課 ☎74-3134

## 実行委員募集

今回も新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、例年通りの交流会はできませんが、交流会に代わるイベントや企画運営をしてくれる新成人の実行委員を募集しています。

「自分たちの手で、成人式をプロデュースしたい!」という皆さん、ぜひお集まりください。

## 第16回 町内マラソン大会の開催

今年も、新型コロナウイルス感染症対策を講じ、町内マラソン大会を開催します。

参加される方は、2週間前からの健康チェックをお願いします。

みんなで楽しく走りましょう!

日 時 令和**4年12月3日**(土)【小雨決行】

開会式 9:00～ スタート 9:20

場 所 高城公民館周辺

参加資格 ・町内の未就学児(年少以上で保護者と一緒に走る)

・町内の小中学生

・町内に在住または在勤の社会人

部 門 ○ファミリー部門(未就学児とその保護者) ○小学生1・2年男子・女子 1.0km

(6部門) ○小学生3・4年男子・女子 1.0km ○小学生5・6年男子・女子 1.5km

○中学生女子・一般女子 2.0km ○中学生男子・一般男子 3.0km

申込締切 令和4年11月25日(金)

申 込 先 教育学習課、各保育所・こども園、各小中学校、各公民館

お問い合わせ先 教育学習課 ☎74-3134



## LINEやメールで防災行政情報を配信しています

屋外スピーカーや宅内の戸別受信機以外に、LINEやメールによる防災行政情報の配信を行っています。受信方法については下記のQRコードを読み取り、設定を行ってください。

○LINE



QRコードを読み取ると町公式アカウントの画面が表示されますので、「友だち追加」を押してください。

○メール



QRコードを読み取って空メールを送信し、画面に沿って設定を行ってください。

[bousai.minabe-town@raidan2.ktaiwork.jp](mailto:bousai.minabe-town@raidan2.ktaiwork.jp)

へ空メールを送信することでも設定可能です。

○電話放送案内サービス

**0120-376-742**(通話料無料)

上記の電話番号に電話を掛けると、ガイダンスが流れ、放送内容が確認できます。

## 戸別受信機の設置について

町では、屋内でも防災行政無線を受信することができる戸別受信機を原則1世帯(世帯ごとで玄関、台所、トイレがあり、各世帯間が仕切られていること)につき1台のみ無償で貸与していますが、**1世帯につき2台目以降、または企業や団体など事業所への設置については有償**となります。

設置を希望される方は、総務課消防防災室までお問い合わせください。

【機器単価】 戸別受信機 25,300円

アンテナ 6,600円

【設置費用】※業者による設置が必要な場合

戸別受信機 10,450円

アンテナ 10,450円

・戸別受信機は、通常AC電源によって動作していますが、停電時でも動作できるように乾電池での使用も可能です。

・警報発令などの緊急放送を受信すると、自動的に最大音量で放送が流れる仕組みになっています。

お問い合わせ先

総務課消防防災室 ☎72-2142

# 選挙

11月27日(日)  
投票日

### ●持参するもの

投票所入場券  
※お手元に届いていない場合や紛失した場合も、選挙人名簿に登録されている方は投票できます。

### ●選挙権のある人

・平成16年11月28日までに生まれ  
た人で、選挙人名簿に登録されている人  
・令和4年8月9日までにみなべ町で住民票が登録され、引き続き3ヶ月以上住所がある人  
※転入や転出、転居で住所が変わった方は、その時期によって投票場所が変わることがあります。

### 投票時のお願いとお知らせ

・投票にお越しの際は必ずマスクを着用し、投票所入口の消毒液で手指消毒をしてください。  
・使い捨て鉛筆を用意していますが、鉛筆等を持参し使用することも可能です(水性ボールペンは不可)。

### 当日投票に行けない方は

◆期日前投票  
投票日当日、仕事や用事などで投票所に行けない場合は、期日前投票をご利用ください。

左上の図のとおり、投票所入場券裏面の期日前投票宣誓書(兼請求書)に必要事項を記入し、期日前投票所にお越しください。

- ▽期間 11月11日(金)～26日(土)
  - ▽時間 午前8時30分～午後8時
  - ▽場所 みなべ町役場1階会議室
- ※前回から場所を変更していますので、ご注意ください。

期日前投票は、投票日が近づくと投票者が増加します。特に、投票日前日の土曜日は非常に混雑しますので、お早めに投票をお願いします。

### ◆不在者投票

期日前投票期間中及び投票日当日に次のような理由で投票所に行けない場合は、不在者投票ができます。お早めにお問い合わせください。  
◇都道府県選挙管理委員会が指定する病院や施設に入院、入所されている方は、その病院や施設で投票できます。

◇長期の仕事や学生などで、投票日当日や期日前投票期間中に投票所に行けない場合は、滞在地の最寄りの市区町村選挙管理委員会に不在者投票ができます。

◇身体に重度の障がいのある方、介護保険法上の要介護5の方や新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等している方は、自宅などで郵便等による不在者投票ができます。

### お問い合わせ先

〒645-0002  
日高郡みなべ町芝742  
みなべ町選挙管理委員会(総務課内)  
☎0739-172-2051

期日前投票の際、あらかじめ記入しておく、受付がスムーズ!

期日前投票をする日

期日前投票宣誓書(兼請求書)

私は、和歌山県知事選挙の当日、下記事由に該当する見込みです。以上、事実であることを誓い、投票用紙等を請求します。

令和 年 月 日

みなべ町選挙管理委員会委員長 様

投票日当日に行けない理由

該当する事由を○で囲んでください。

1	ア 仕事 イ 学業 ウ 地域行事の役員 エ 本人または親族の冠婚葬祭 オ 選挙事務に従事 カ その他( )
2	1以外の用事又は事故のため ア 他の市町村 イ 町内( ) }に外出・旅行・滞在 注意:投票区域内は該当しない
3	ア 疾病、負傷、出産、身体障害等のため歩行困難 イ 刑事施設等に収容
5	住所移転のため、本町以外に居住
6	天災又は悪天候により投票所に到達することが困難

氏名

生年月日(性別) 明治・大正・昭和・平成 年 月 日 (男・女)

現住所 みなべ町

氏名・生年月日・住所

※期日前投票をされる方は、ご記入の上、期日前投票所へお越しください。選挙当日、各投票所で投票される方は、ご記入の必要はありません。

## 保育士・保育教諭を募集しています

令和4年12月1日から町立保育所・こども園で勤務していただける保育士・保育教諭を次のとおり募集しています。

- ◆募集人員 1名(フルタイム会計年度任用職員)
- ◆雇用期間 令和4年12月1日～令和5年3月31日
- ◆勤務条件等 勤務日:週5日シフト制(土曜日出勤の場合有)  
勤務時間:7:30～18:30の間の7時間45分  
勤務場所:上南部こども園(みなべ町西本庄1065番地)  
報酬額等:月給163,100円～(町立保育所等での勤務経験により変動有)  
その他町の規定により諸手当・休暇・社会保険等の適用有
- ◆応募資格 保育士資格、幼稚園教諭免許(いずれかの資格・免許のみでも可)
- ◆選考方法 書類審査・面接試験(書類審査後、面接日を直接ご連絡します)
- ◆募集期間 令和4年11月22日(火)17:15まで(土・日・祝日を除く)  
※郵送可。ただし11月22日(火)必着のこと
- ◆提出書類 ・履歴書  
・各資格証書等の写し  
・紹介状(ハローワークから紹介があった場合のみ)
- ◆提出先・お問い合わせ先  
〒645-0026 みなべ町谷口301-4(みなべ町生涯学習センター内)  
みなべ町教育学習課 幼児教育室 ☎74-3738

## 令和5年度 学童保育所入所のご案内

町内の各学童保育所の令和5年度入所申込みを次のとおり受け付けますので、入所を希望される方は期間内にお申し込みください。申込書類は、教育学習課幼児教育室と各学童保育所に置いています。入所申込みの詳細は、各学校を通じて配布している案内書(町ホームページにも掲載しています)をご覧ください。

- ◆申込対象 お仕事等で放課後、お子さんを見られないご家庭  
※保護者の就労状況等を審査し、入所を決定します。
- ◆学童保育所 ・南部学童保育所第一～第三(南部小学校内)  
・上南部学童保育所第一、第二(生涯学習センター隣、上南部小学校内)
- ◆受付期間 令和4年11月1日(火)～11月30日(水)(土・日・祝日を除く)
- ◆提出先・お問い合わせ先  
〒645-0026 みなべ町谷口301-4(みなべ町生涯学習センター内)  
みなべ町教育学習課 幼児教育室 ☎74-3738



## 部落差別のない社会の実現に向けて ～11月1日から30日は「同和運動推進月間」です～

和歌山県では、県民の皆さんとともにさまざまな取組を行ってきた結果、同和問題は解決へと向かっています。

しかし、今もなお、同和地区を避ける目的で同和地区の所在を県や市町村に問い合わせる行為や、インターネット上に特定の地域が同和地区であると指摘する投稿や同和関係者を誹謗中傷する投稿を行うなどの部落差別が発生しています。

このことから、部落差別の解消をより一層推進するため、教育・啓発、相談対応や、インターネット上の差別投稿をプロバイダに削除要請などの取組を行っています。

県民の皆さんには、部落差別は決して許されない行為であり、現実の課題として残されていることをご認識いただき、部落差別解消に向けご協力をお願いします。

### 【同和問題(部落差別)の相談窓口】

・(公財)和歌山県人権啓発センター

☎ 073-421-7830

・和歌山県人権政策課

☎ 073-441-2563

※各振興局総務県民課でも相談できます。

・みなべ町役場総務課

☎ 0739-72-2051

## 11月25日～12月1日は犯罪被害者週間です

犯罪被害に遭われた方やご家族は、直接の被害に加え、その後も精神的・社会的・経済的に深刻な被害を受けることが多く、再び平穏な生活を取り戻すためには、周囲の理解と配慮に基づく協力が重要です。

警察では、犯罪被害による精神的・経済的な負担を軽減するために、給付金の支給や医療費の公費負担等を行っています。

### お問い合わせ先

和歌山県警察本部警察広報県民課  
☎073-423-0110(代表)

### 警察での犯罪被害者への支援

#### ◎犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為により不慮の死亡、重傷病または障害の被害を受けながら、損害賠償等を得られない被害者またはご遺族に、国が給付金を支給する制度

#### ◎性犯罪被害者への支援

性感染症等の医療費を公費で負担

#### ◎カウンセリング支援

不安等を抱える被害者やご家族に、専門家によるカウンセリングの費用を公費で負担

### 御坊税務署からのお知らせ

## 消費税インボイス制度説明会の開催

令和5年10月より、消費税の申告時に仕入税額控除の適用を受けるために、売手事業者からの「適格請求書」を必要とする「インボイス制度」が導入されます。

インボイス制度の周知・理解のため、右記の日程で説明会を開催します。

日時 令和4年12月15日(木)

14:00～15:30

場所 みなべ町生涯学習センター

申込 事前予約制(1週間前までを目途)

御坊税務署法人課税部門

☎0738-22-0695 音声案内「2」へ

### 国民健康保険の被保険者の方へ

## 新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金について

国民健康保険に加入している方のうち、被用者の方(雇い主から給与の支払いを受けている方)で、新型コロナウイルスに感染または感染の疑いで勤務することができず、その期間の給与の全額または一部を受け取ることができなかった場合に、傷病手当金を支給します。

申請を希望する場合は、事前にお電話等でお問い合わせください。

### 対象者(次の条件をすべて満たす方)

- ・国民健康保険の被保険者
- ・勤務先から給与の支払を受けている方(個人事業主の方は対象となりません。)
- ・新型コロナウイルス感染症(感染疑いを含む)の療養のため仕事ができないこと
- ・4日以上休んでいること
- ・休んだ期間について給与等が支払われないこと

### 申請書類(※)

- 傷病手当金支給申請書(世帯主記入用)
- 傷病手当金支給申請書(被保険者記入用)
- 傷病手当金支給申請書(事業主記入用)

※役場住民福祉課で入手または町ホームページからダウンロードしてください。

### 適用期間

令和2年1月1日から令和4年12月31日の間で療養のため就労できない期間

### 給付額の計算方法

(直近の継続した3月間の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3×支給対象期間



町HPはこちら

お問い合わせ先 住民福祉課 国民健康保険係 ☎72-2161

## みなべ町お買い物券配布のご案内

新型コロナウイルス感染症拡大に加え、原油価格高騰により大きな影響を受けた町民の皆さまへの生活支援及び消費の落ち込みにより事業の継続に影響の及んでいる町内事業者の方への経済対策として、町民全員を対象にお買い物券(みなべ町商工会発行)を配布します。

世帯主様宛に同一世帯の家族分を郵便局からゆうパック(定型封筒)で現在順次送付しています。

お問い合わせ先 産業課 ☎72-1337



送付内容 1人につき5,000円分の金券(額面1枚1,000円×5枚)

お買い物券の使用できる店舗等一覧

送付方法 ゆうパック(定型封筒)対面配達受取

使用期限 届いた日から令和5年2月10日(金)

## モリモリ！紀南フェスティバルの開催

地域の特産品や体験ワークショップ等を通じ、地域住民の方々や、地域以外のみなさまにも紀南地方のさまざまな魅力に触れていただく事業として、右記のとおり旧南紀白浜空港跡地に飲食、物販、体験ブースが大集合します。ぜひ、ご参加ください。

日時 11月6日(日)10:00～16:00

場所 旧南紀白浜空港跡地(白浜町2926番地)  
【小雨決行・荒天中止】

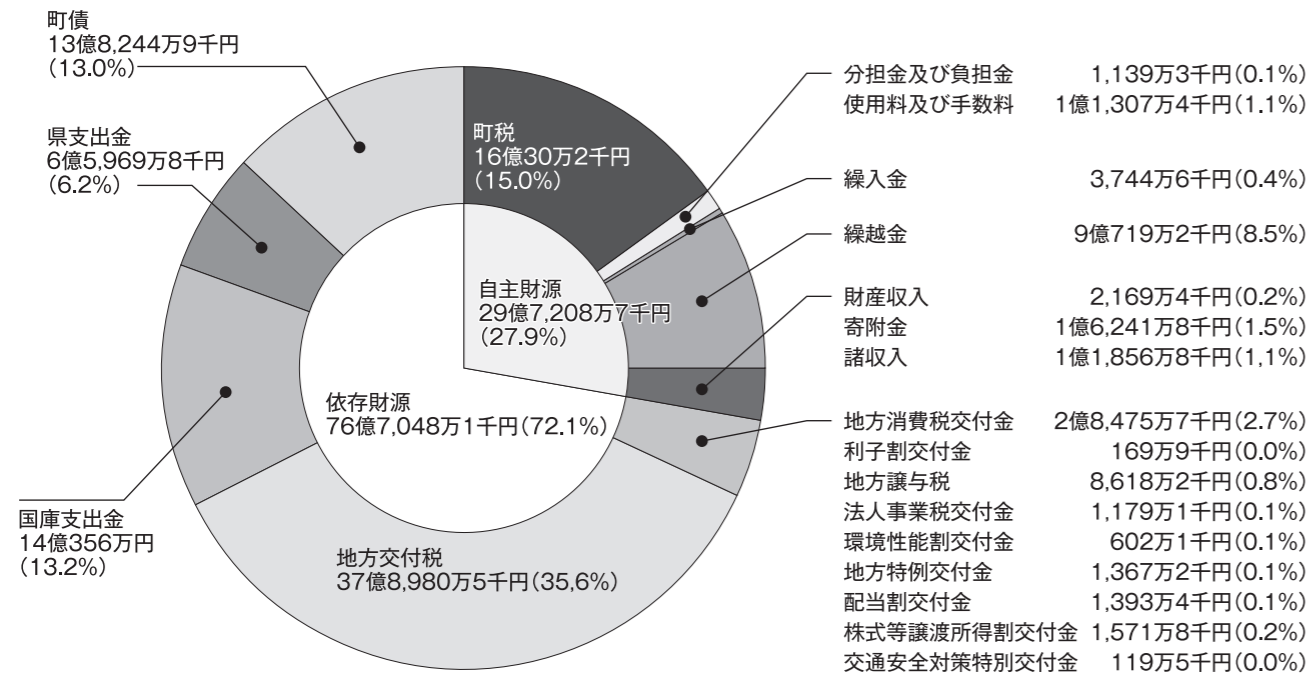
主催 公益社団法人 白浜・田辺青年会議所  
☎0739-22-8763



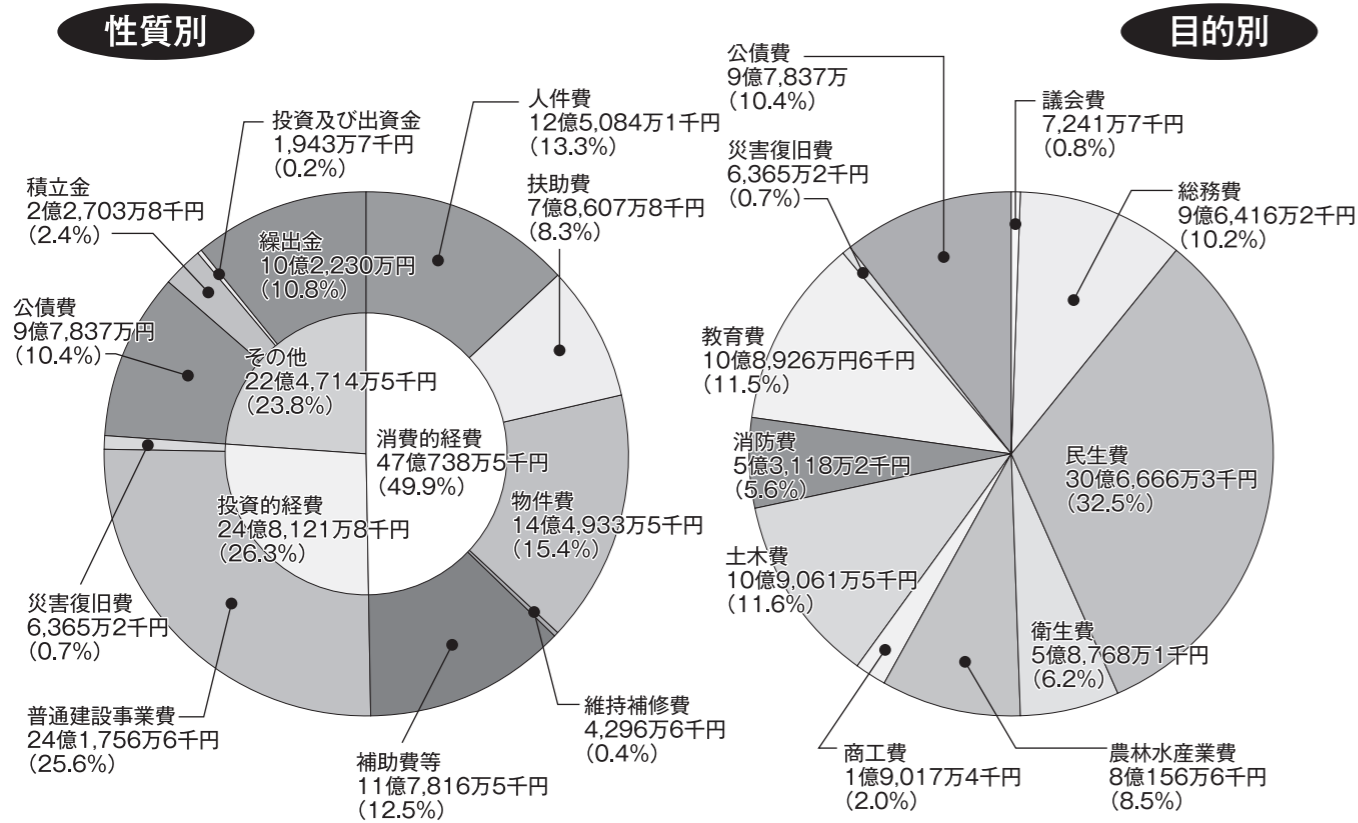
# 令和3年度 決算の状況

## 普通会計歳入総額 106億4,256万8千円

[単位:千円]



## 普通会計歳出総額 94億3,574万8千円



※普通会計とは、全国の市町村の財政状況を比較するため、統一的な基準により集計した会計であり、一般会計決算額の総額と一致しません。

第3回定例町議会（9月議会）で、令和3年度各会計の歳入歳出決算が認定されました。町の会計は、一般会計と5つの特別会計、1つの企業会計があります。決算のあらましについて、お知らせします。

### 一般会計及び特別会計の決算状況

[単位:円]

会計別	歳入	歳出	差引	翌年度へ繰越すべき財源	実質収支額
一般会計	10,642,568,045	9,435,748,317	1,206,819,728	198,403,000	1,008,416,728
国民健康保険特別会計	1,961,749,553	1,858,049,214	103,700,339	0	103,700,339
後期高齢者医療特別会計	365,271,690	357,061,490	8,210,200	0	8,210,200
介護保険特別会計	1,735,268,342	1,570,851,038	164,417,304	0	164,417,304
農業集落排水事業特別会計	62,115,851	56,848,686	5,267,165	0	5,267,165
公共下水道事業特別会計	682,543,557	667,359,450	15,184,107	0	15,184,107
合計	15,449,517,038	13,945,918,195	1,503,598,843	198,403,000	1,305,195,843

### 企業会計(水道事業会計)決算状況

[単位:円]

区分	収入	支出	差引	備考
収益的	284,942,845	305,464,396	△ 20,521,551	不足額は、利益積立金で補てんされました。
資本的	66,225,922	129,201,878	△ 62,975,956	不足額は、留保資金などで補てんされました。

※特別会計と企業会計は、独自の収入があるため、独立した会計で事業を行うようになっています。しかし、農業集落排水事業特別会計など独自の収入だけではまかなえない会計に対しては、一般会計から繰り入れています。

- 一般会計 町民の皆さんの生活に関わりの深い防災、福祉、教育など幅広い範囲の事業を行うための会計
  - 国民健康保険会計 社会保険の適用でない自営業の方などに医療費を給付する会計
  - 後期高齢者医療会計 高齢者の医療費をまかなうための会計
  - 介護保険会計 高齢者への介護サービス・支援サービスにかかる経費をまかなうための会計
  - 農業集落排水・公共下水道事業会計 生活環境を向上し水環境をきれいにするために、施設を整備したり、維持管理したりする会計
- ※決算の状況は、9、10ページに続きます。



もらえるポイントは最大**20,000**円分!

①マイナンバーカードの新規取得等

最大  
**5,000**円分

マイナンバーカードを新たに取得し、マイナポイントの申込み後、20,000円までのチャージまたはお買い物をする、ご利用金額の25%のマイナポイント(上限5,000円分)を受け取ることができます。

②健康保険証としての利用申込み

**7,500**円分

お持ちのマイナンバーカードを、健康保険証として利用できるよう申し込み、マイナポイントの申込みをするとマイナポイントを受け取ることができます。

③公金受取口座の登録

**7,500**円分

ご自身の預貯金口座を国(デジタル庁)に登録し、マイナポイントの申込みをするとマイナポイントを受け取ることができます。

※マイナンバーカードの取得、健康保険証の利用申込み、公金受取口座の登録を行っただけでは、ポイントは付与されません。これらの手続きをすでに済ませている方も、別途ポイント申込みの手続きが必要です。



マイナポイントを受け取るためのカードの申請期限が12月末まで延長

マイナンバーカードの普及促進と消費喚起や生活の質の向上につながるために、幅広いサービスや商品の購入などにご利用いただけるマイナポイント事業の第2弾を実施しています。窓口の混雑が予想されますので、お早めに申請をお願いします。

お問い合わせ先  
住民福祉課 ☎72-2161

延長窓口(年末年始、祝日を除く)

住民福祉課では、開庁時間に来庁できない方のために、毎週木曜日に延長窓口を設けています。

ご利用される方は、当日の17時15分までに住民福祉課へ予約してください。

■実施日時 毎週木曜日 17:15~19:00

■交付できる証明書

- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書
- ・マイナンバーカードの申請・発行

※マイナポイントの手続きは対象外

休日開庁(マイナンバーカードの申請等)

毎月第2日曜日を基本として、マイナンバーカード申請や交付等のため、事前予約制で休日開庁を行っています。

■日時 11月13日(日) 9:00~16:00

■場所 1階 住民福祉課

■内容 マイナンバーカードの申請等

■予約締切 11日(金)17:15まで

※マイナポイントの手続きは対象外

※必ず住民福祉課へ事前予約してください

※予約がない日は開庁していません

※住民福祉課では、平日の開庁時間にマイナポイントの申込サポートを行っています。お気軽にご利用ください。

◆主な財政指標(令和2年度との比較)

財政指標は地方公共団体の財政運営がどのような状況であるかを見るために国が定めた基準で普通会計決算等を元に算出します。

経常収支比率は、数値が高いほど財政構造の硬直が進んでいるとされています。比率については昨年度より、7.4%減少しました。

町債の残高については、前年度より4億4,901万9千円増加し、町民一人あたりに換算すると89万4千円となりました。

基金残高については、2億1,633万8千円増加し、町民一人あたりに換算すると、49万円となりました。

年 度	経 常 収 支 比 率	町 債 ( 町 の 借 金 ) 残 高	基 金 ( 町 の 貯 金 ) 残 高
令和2年度	91.1%	103億4,447万円	56億9,830万2千円
令和3年度	83.7%	107億9,348万9千円	59億1,464万円

○経常収支比率=町税や地方交付税など経常的に入ってくる一般財源が、人件費や扶助費、公債費などの経常的経費に充てられた割合を表す指標

◆財政健全化比率

財政健全化比率(4つの指標)には、早期健全化基準と財政再生基準が設けられています。早期健全化基準を上回ると財政健全化計画を策定し、自主的に改善に取り組まなければなりません。財政再生基準を上回ると財政再生団体となり、国や県の関与を受けて財政の再建を行うことになります。

令和3年度決算における財政健全化比率はすべて早期健全化基準を下回っており、実質公債費比率、将来負担比率ともに令和2年度と比較し減少しています。

項 目	町 の 比 率	早 期 健 全 化 基 準	財 政 再 生 基 準
実 質 赤 字 比 率	—	14.89%	20.00%
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	19.89%	30.00%
実 質 公 債 費 比 率	9.9%(10.6%)	25.0%	35.0%
将 来 負 担 比 率	24.0%(27.2%)	350.0%	

○実質赤字比率=標準財政規模に対する、普通会計の実質赤字の割合を表す指標 ( )は令和2年度決算における比率

○連結実質赤字比率=標準財政規模(※)に対する、町の全ての会計の実質赤字の割合を表す指標

○実質公債費比率=一般財源を普通会計の公債費、公営企業会計や一部事務組合への繰出金や負担金のうち公債費相当分に充てられた割合を表す指標

○将来負担比率=標準財政規模に対する、将来一般会計などで負担することが見込まれる金額の割合を表す指標

※標準財政規模=その年度に入ると推測される一般財源を全国統一のルールで計算した額

◆資金不足比率

公営企業会計の資金不足額(赤字)の割合を示す資金不足比率についても、町の公営企業会計(農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計、水道事業会計)は、いずれも資金不足額がありませんので、該当しません。



## 高城小学校5・6年生が稲刈り体験

高城小学校の5・6年生14名が5月に田植えをした稲が実りの時期を迎え、9月29日に稲刈りを実施しました。

子どもたちは、ぬかるむ土に足を取られながらも、お手伝いに来てくれた高城地域共育協議会の方に鎌の使い方などを教わりながら上手に稲を刈り取っていました。

また、最近では機械化され見る機会が少なくなった「稲架(はさ)かけ」をして自然乾燥させ、10月14日に脱穀を行いました。

自分で苦労して収穫したお米は、何倍もおいしくなることでしょう。



上手に刈れるかな?鎌を使って稲刈り

## グラウンドがシャボン玉でいっぱい!!

10月4日、高城小学校の全校児童48名が釣り竿や紐などで作られたたくさんの道具を使ってシャボン玉作りを体験しました。

これは、科学実験教室として、「シャボン玉作り名人」で知られる鯉江作弘さん(滋賀県草津市)を講師に行ったもので、当日、雨が降ったり止んだりの天気为好条件となり、周りを山で囲まれた高城小学校のグラウンドがきれいなシャボン玉でいっぱいになりました。

子どもたちは、鯉江先生がお手本を見せると、「わあ!すごい!」、「きれい!」などと歓声を上げ、夢中になってシャボン玉作りを楽しんでいました。



シャボン玉に夢中の子どもたち

## おおきくなってね!クエの稚魚放流体験

10月5日、みなべ愛之園こども園の年長児35名がクエの稚魚放流体験を行いました。

この日は、8月下旬に県南部栽培漁業センター(串本町)から無償配布され、紀州日高漁協の漁師らが約10センチ大まで育てたクエの稚魚に子どもたちが最後のエサやりをしました。

その後、子どもたちは、バケツに入った稚魚を触り、「チクチクする」、「怖い!」など様々な声を上げながら、森の鼻の浜辺へ放流しました。クエさん、元気に大きくなってね。



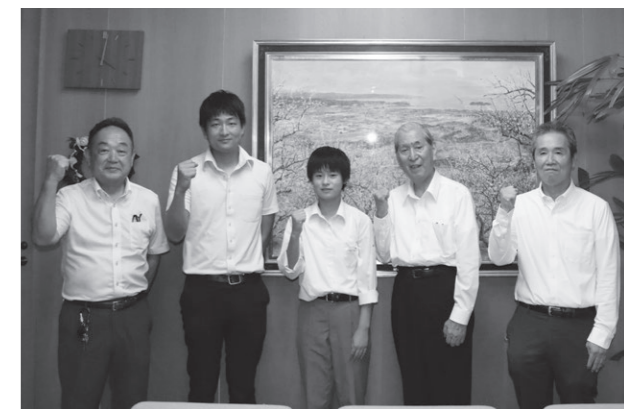
森の鼻の浜辺へクエの稚魚を放流

## U16陸上競技大会和歌山県代表として南部中 高田夏帆さんが出場

10月21日から23日にかけて、愛媛県でJOCジュニアオリンピックカップ第53回U16陸上競技大会が開催され、和歌山県代表枠として南部中学校2年の高田夏帆さんがジャベリックスロー競技で出場されました。

高田さんは同競技で県ランク1位、8月に行われた選考会でも1位の結果を残しており、9月22日に町長を表敬訪問した際には、「自己ベストを出して入賞できるよう頑張りたい」と意気込みを語っていました。

結果は36.88mで出場選手46名中26位と悔しい結果となりましたが、今回の結果をばねに、今後更なる活躍を期待しています。



高田さん(中央)が県代表として出場し健闘

## みなべACの選手たちが県小学生陸上競技選手権大会で入賞

10月9日、紀三井寺公園陸上競技場で開かれた第22回和歌山県小学生秋季陸上競技選手権大会において、みなべACの選手が出場し、次の皆さんが入賞されました。おめでとうございます!

5年生女子 100m	4位	高田 梨帆(南小5年)
5年生女子 1500m	8位	東 美心(上小5年)
4年生以下男子 1500m	7位	横山 幸太朗(岩小4年)
6年生女子 走幅跳	3位	岩崎 舞衣(岩小6年)
5年生女子 走幅跳	5位	山本 莉央(岩小5年)
5年生女子 走幅跳	8位	井上 実音(南小5年)
4年生以下 女子走幅跳	8位	西端 唯李(南小4年)
4年生以上女子 ジャベリックボール投げ	2位	岩崎 舞衣(岩小6年)
4年生以上女子 ジャベリックボール投げ	6位	高田 梨帆(南小5年)
4年生以上男子 ジャベリックボール投げ	4位	尾崎 雄琉(岩小6年)



入賞されたみなべACの選手たち

## 岩代小学校4年生が浄水場などを見学

10月14日、岩代小学校4年生7名が、町浄化センター、浄水場を訪れ、ビデオ視聴や施設の見学を行いました。

生活環境課職員に、「下水道はどこにつながっているのですか?」、「水をきれいにする作業は1日に何回行いますか?」など一人一人が質問を投げかけ、うなずきながら熱心にメモを取るなどして、水ができる仕組みや、使った水をきれいにする仕組みを学んでいました。

横山幸太朗くんは、「いっぱい知らないことがあったけど、水は大切なんだと知りました。無駄使いをしないように大切に水を使いたいです。」と話してくれました。



浄化センターを見学する岩代小4年生のみなさん



# くらしの情 報

総務課(TEL72-2051)から

## 全国いっせいで「女性の権利ホットライン」強化週間を実施!

### 実施期間

11月18日(金)～24日(木)

### 実施時間

午前8時30分～午後7時まで  
※ただし、土・日・祝日については、午前10時～午後5時まで

電話番号 0570-0700-8

10(全国共通ナビダイヤル)

**相談内容** 夫・パートナーからの暴力やストーカー、セクハラ等の女性をめぐる人権の何でも相談。

法務局職員または人権擁護委員が相談に応じます。相談は無料。秘密は厳守されます。

住民福祉課(TEL72-2161)から

## 年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

**給付金を受け取るには請求書の提出が必要**です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

### 対象となる方

老齢基礎年金を受給している方が次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 65歳以上であること。
- ② 世帯員全員が市町村民税が非課税となっていること。
- ③ 前年の年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下であること。

障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

○前年の所得額が約472万円

11月12日(土)～25日(金)は「女性に対する暴力をなくす運動」

11月5日は

「津波防災の日」です

災害はいつ起こるかわかりません。各家庭で非常持出品・備蓄品を備え、避難場所や避難経路をあらかじめ確認しましょう。

また災害発生時に的確な避難を行っていたりするための防災ナビのダウンロード「和歌山県防災ナビ」のダウンロードをお願いします。

このアプリでは、現在地から近くの避難場所への最短ルートが地図上に表示されます。ぜひ、ご利用ください。



防災ナビQRコード

11月9日～15日は  
秋季全国火災予防運動

「お出かけは マスク戸締り 火の用心」 (全国統一防火標語)

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予

以下であること。

### 請求手続き

◆新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

対象になる方には、日本年金機構より9月から、請求可能な旨のお知らせを送付しています。同封のがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し、提出してください。

令和5年1月4日までに請求書のご提出がなかった場合、令和5年2月分以降からのお支払いとなり、令和4年10月～令和5年1月分までの年金生活者支援給付金は受け取れません。

◆年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

### お問い合わせ先

『給付金専用ダイヤル』0570-054092(ナビダイヤル)へ。050から始まる電話でおかけになる場合は、03-5539-2216へ。

※日本年金機構や厚生労働省を

防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

住宅防火のちを守る10のポイント4つの習慣・6つの対策

### 4つの習慣

●寝たばこは絶対にしない、させない。

●ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。

●こんろを使うときは火のそばを離れない。

●コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く。

### 6つの対策

◆火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。

◆火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。

◆火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具や衣類、カーテンは防災品を使用する。

装った不審な電話や案内にご注意ください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を～

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において、全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務づけられています。

### 10月下旬から送付

令和4年1月1日から令和4年9月30日までの間に、国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年10月下旬から11月上旬に日本年金機構本部から送付されます。

年末調整や確定申告の際には、必ずこの証明書(または領収

◆火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。

◆お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。

◆防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

**がんばりすぎず、自分らしく… 人生の定年は、あなた次第!!**

(月10日程度、週20時間以内のお仕事です)  
※女性会員も活躍中です!

**今の私にちょうどいい!!**

**10日働き 10日遊び 10日休もう**

(原則60歳以上の方)

お仕事だけのシルバーではないですよ～  
ボランティア・サークル活動等(左記については、センターにより異なります)  
※女性会員も活躍中です!

ご家庭の皆様 および 事業所の方々へ さまざまなお仕事をお引き受けしています

お問合せ先 **公益社団法人 みなべ町シルバー人材センター**  
日高郡みなべ町芝447番地2 電話(0739)72-1389

**公益社団法人 和歌山県シルバー人材センター連合会**

厚生労働省委託事業  
高齢者活躍人材確保育成事業

証書)を添付してください。

### 2月上旬に送付される場合

また、10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができます。

くわしくは、ねんきん加入者ナビダイヤル(TEL0570-0003-004)へ。IP電話等の方は、(TEL03-6630-2525)へお問い合わせください。

### 11月30日(土)からは「年金の日」です。

年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。



くわしくは、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、田辺年金事務所（TEL 24・0432）へお問い合わせください。

**年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を！**

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行っています。待ち時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

◆予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。

◆お申込みの際は、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳や年金証書など）をご用意ください。

**予約方法**

全国共通の予約専用受付電話（TEL 0570-054890）、または、田辺年金事務所（TEL 24・0432）に、お電話等でお申し込みください。

**お問い合わせ先**

御坊納税協会  
TEL 0738-22-1660

**家屋を取り壊したら「届出」をお忘れなく！**

住宅、店舗、倉庫、工場、作業所などの家屋に対する固定資産税は、毎年1月1日現在に所有されている方に課税されます。

そのため、家屋を取り壊しても、税務課へ届出を済ませていない場合は現存するとみなされ、課税対象になってしまいます。「家屋を壊したけれど、まだ届出をしていない」という方は、令和4年12月28日（水）までに、税務課へ届出してください。

**小型特殊自動車をお持ちの方は申告が必要です**

農業や建設業等の事業で使用する小型特殊自動車は、公道走行の有無にかかわらず所有することで軽自動車税（種別割）の課税対象となり、町への申告が義務付けられています。

生活環境課（TEL 72-3605）から

**廃食用油回収は**

**11月18日～21日**

11月18日（金）午後5時から21日（月）午前8時まで、町内各地で天ぷら油などの家庭用廃食用油回収を行います。

回収場所に容器（ポリタンク18ℓ）を配置していますので、ご自身で移し替えをお願いします。

なお、この廃食用油の回収場所については、今回から一部見直しを行い、来年度からは大幅に見直しをさせていただく予定としております。ご理解のほど、よろしくお願いたします。

※くわしくは、今月の広報紙と一緒にお届けしたチラシをご覧ください。



農業委員会から

**農地について事前に届出及び許可が必要なもの**

農地について次の行為を行う場合は、事前に農業委員会への届出及び許可が必要です。

○形状変更（埋立て、切り盛りなど）

○農地の転用（農地の全部または一部を農地以外のものに転用する場合）

○農地を贈与や売買等により所有権移転する場合

○農地の貸し借りをする場合

くわしくは、農業委員会（産業課内）へお問い合わせください。

産業課（TEL 72-1337）から

**森林の立木伐採には届出を**

森林の立木を伐採しようとするときは、森林法に基づく伐採の届出などが必要です。無届けや無許可による伐採をした場合、罰金に処される場合があります。なお、1ha（10000㎡）を超

※乗用でないものは軽自動車税（種別割）の課税対象ではありません。

申告受付場所 役場税務課  
申告に必要なもの  
《販売店から購入の場合》

①本人確認書類（免許証等）

②販売証明書

《その他の場合》

他者から譲り受けた場合や、以前から所有されている方などは、税務課へお問い合わせください。

**農耕作業用トラクターをお持ちの方は申告にご注意ください**

トラクタータイプの農作業機は、令和元年12月25日に「農耕作業用トラクター」として、道路運送車両法施行規則別表第一において国土交通大臣が指定する農耕作業用自動車に指定され、大型特殊自動車または小型特殊自動車に区分されました。

これにより、小型特殊自動車に該当する農耕作業用トラクターは、これまで償却資産として固定資産税の課税対象であったものが、軽自動車税（種別割）の課税対象

える森林の開発行為を行う場合は、県への許可申請（林地開発許可申請）が必要です。

**「森林法に基づく森林の区域」**

和歌山県のホームページ（和歌山県地理情報システム <https://wakayamaken.geocloud.jp/>）で閲覧できます。

税務課（TEL 72-2162）から

**11月11日～17日は「税を考える週間」**

今年のテーマ

「これからの社会に向かって」

税理士による無料相談所の開催

日時 11月15日（火）

午前10時～午後4時

場所 オークワ ロマンシティ

1階エントランス

お問い合わせ先

近畿税理士会御坊支部

TEL 0738-23-0812

年末調整等説明会の開催

日時 11月17日（木）

午後1時30分～

場所 御坊市民文化会館

となりますので、町への申告が必要です。

和歌山県奨学会東京生寮から

**和歌山県人寮（東京学生寮）入寮希望者募集！**

①【1次募集】12月11日（日）

②【2次募集】3月12日（日）

※WEB面接は要相談。東京学生寮では随時面接可

場所 和歌山県勤労福祉会館プ

ラザホープ（和歌山市）

対象 東京近辺の4年制大学に

入学希望または在学中の男子

で保護者が県内在住の方

定員 20人程度

申込期日等 所定の申込書（W

EBサイトで配布）を①11月30

日まで②1月1日～2月28日

に郵送で左記の申込先へ提出

申込・お問い合わせ先

和歌山県奨学会東京学生寮

TEL 182-0016

東京都調布市佐須町3-16-2

TEL 042-4182-2390



## 新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

オミクロン株対応ワクチンは、2回目以上接種した12歳以上の方が接種対象となります。接種の対象となる方には、順次接種券を送付しています。

### 重要

接種の確認ができず、オミクロン株対応ワクチン用のピンクの接種券付予診票が2枚手元に届いた方は、1枚を破棄してください。オミクロン株対応ワクチンを2回以上接種する必要はありません。



お問い合わせ先 新型コロナウイルスワクチン接種専用ダイヤル ☎ 34-2855 FAX 74-8013

## 『おれんじの日』11月のご案内

おれんじの日(認知症カフェ)は、認知症の人や家族の方、地域の方、どなたでも気軽に参加できる場です。認知症の情報収集や専門の相談員に相談ができます。予約は不要です。

日 時 11月10日(木)13:30~15:00  
場 所 ふれ愛喫茶(ふれ愛センター内)  
参加費 無料(ただし、飲み物は自己負担。コーヒー、紅茶1杯100円)  
内 容 ミニ講座・簡単ストレッチ、アコーディオン演奏

※新型コロナウイルス感染状況によっては、中止とさせていただきます。

お問い合わせ先 みなべ町社会福祉協議会(☎ 72-5611)または地域包括支援センター(☎ 74-8065)

## 11月は児童虐待防止推進月間です

～「もしかして?」ためらわないで! 189(いちはやく)～

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときや、ご自身が出産や子育てに悩んだときには、児童相談所やふれ愛センター保健師にご相談ください。

あなたの連絡相談が子どもを守るとともに、子育てに悩む保護者を支援するための大きな一歩となります。

◎連絡相談は匿名で行うことも可能です。

※お近くの児童相談所につながります。

虐待と思ったらすぐにお電話を! いちはやく  
児童相談所全国共通ダイヤルは ☎ 1 8 9

## ひきこもり相談

相談日 11月18日(金) 13:30~15:00  
場 所 ふれ愛センター  
申込み先 ふれ愛センター 保健師(☎ 74-3337)  
ひなたの森(NPO法人ハートツリー)  
(☎ 33-7850)

※まずは、お電話ください。秘密は厳守します。

## ととて Tetote通信

子育て世代包括支援センターTetoteです。  
妊娠・出産・育児に関する相談はお気軽にどうぞ。

◎「育つ」力を信じるということ

子どもは育つ力を持っています。「どう育てるか」「よい子育てを」と気負うことはありません。

育っていく子どもに、あなたがどう寄り添うか、どうつきあうか、それが大切です。

## インフルエンザを予防しましょう

◆流行前にインフルエンザワクチンの接種を

接種後、免疫がつくまで2週間程度かかります。ワクチンの免疫は約5ヶ月間と言われていしますので、早めの接種をおすすめします。

◆感染防止の以下の3つの基本の

徹底をお願いします

- ①身体的距離の確保
- ②マスクの着用
- ③手洗い



## マタニティー&ベビーサロン

日 時 11月25日(金)10:00~11:30  
場 所 ふれ愛センター  
対 象 妊婦または小さなお子さんの保護者

## 11月のトレーニング教室

日 時 4日・11日・18日・25日の金曜日  
※健康運動指導士の指導を受けたい方は19時  
までにお越しください。

18:00~21:00 トレーニングマシン利用可能  
19:00~19:20 ストレッチポール1回目(先着8名)  
19:30~19:50 ストレッチポール2回目(先着8名)  
20:00~21:00 リズム体操

対 象 町内在住または在勤の18歳以上の方(高校生を除く)

※18歳未満の方は保護者同伴でも利用できません。

※利用者以外の入室はご遠慮下さい。

場 所 はあと館(社会福祉センター)2階  
持ち物 室内用運動靴、消毒作業用タオル

## 11月11日は「介護の日」です

高齢社会の中で、介護を身近なものとしてとらえて、それぞれの立場から介護について考え、関わっていくことが必要となっています。

地域に暮らす一人として、介護について考えるきっかけの日としましょう。

介護に関する心配事や悩み事は、町地域包括支援センター(☎ 74-8065)までご相談を。



乳幼児健診(場所/ふれ愛センター)	
受付時間は問診票をご確認ください。	
健診名	実施日
4・10か月児健診 (令和4年7月・令和4年1月生まれ)	11月 8日(火)
3歳6か月児健診 (平成31年4月・令和元年5月生まれ)	11月 9日(水)

## 風疹の抗体検査・予防接種はお済みですか

対 象 昭和37年4月2日~  
昭和54年4月1日生まれの男性

無料で、風しんの抗体検査・予防接種が受けられるクーポンを送付しています。

対象の方で、まだ受けていない方は、この機会にお受けください。

## 離乳食教室

日 時 11月17日(木)10:00~11:30  
対 象 令和4年4月、5月生まれのお子さんと保護者

場 所 ふれ愛センター

※参加申込みが必要です

申込みは、ふれ愛センター(☎ 74-3337)へ。



# 各種相談日程

お気軽にご利用ください。

相談種類	内容			連絡(予約)先
	日程	時間	相談場所	
人権・行政相談	人権侵害や行政手続きに関する相談			総務課 TEL:72-2051
	11/7(月)	13:30~15:30	生涯学習センター	
消費生活巡回相談	消費生活相談員による商品やサービスの契約に関するトラブルなどの相談			産業課 TEL:72-1337
	11/17(木)・29(火)	13:00~15:00	役場	
農業資金相談 【要予約】	日本政策金融公庫による農業経営にかかる融資等の相談 ◇事前予約制/申込は11/18(金)まで			産業課 TEL:72-1337
	11/22(火)	13:00~16:00	役場	
生活お困り相談	自立支援相談員(西牟婁振興局)による生活や就労の困りごと相談			住民福祉課 TEL:72-2161
	11/22(火)	13:30~15:30	住民福祉課	
「にじのわ」障害福祉相談	障害のある方やご家族の日常生活や社会生活に関する相談			住民福祉課 TEL:72-2161
	11/1・8・15・22・29(火)	13:30~16:30	住民福祉課	
教育相談	子育てや、子ども園・保育所・学校生活に関する相談			教育学習課 【学校関係】 TEL:74-2191 【子ども園・保育所・学童関係】 TEL:74-3738
	毎週月~金曜日	8:30~17:15	教育学習課	
育児なんでも相談	妊娠のこと、育児のこと等お気軽にご相談ください			健康長寿課 TEL:74-3337
	毎週月~金曜日	9:00~16:00	ふれ愛センター	
暮らしなんでも相談	日常のお困りごと等、福祉専門の職員が相談にのります			みなべ町社会福祉協議会 TEL:72-5611
	毎週月~金曜日	9:00~16:00	はあと館	
県による巡回職業相談	相談員による求人情報の提供、求職の相談			日高振興局企画産業課 TEL:0738-24-2911
	11/11(金)	13:00~15:00	南部公民館	
年金相談 【要予約】	年金請求の手続きや加入の届出等に関する相談			田辺年金事務所 TEL:24-0432
	11/12(土)	9:30~16:00	田辺年金事務所 (田辺市朝日ヶ丘24-8)	

## 夜間(土曜日)・小児救急診療所

○毎週土曜日  
18:00~21:30  
(年末年始、祝日は除く)  
田辺市高雄一丁目23-1  
(田辺市民総合センター内)  
☎26-4909

## 上南部子ども園 園庭開放 (園庭と多目的グラウンドの開放)

6日(日) 8:30~11:30  
※未就学児とご家族向け  
※子ども園利用者以外の方もご利用ください  
くわしくは、上南部子ども園 子育て支援ルーム(☎74-3022)へ

## 高城保育所 園庭開放

開放日:日曜日・祝日  
開放時間:8:30~17:00  
※入口に掲示している注意事項を守ってご利用ください

## おひさま広場(開放保育)

※未就園児のおひさま向け  
11月の日程(10時~11時)

・参加希望の方は事前に各園(所)へお申し込みください。

■みなべ愛之園子ども園  
(園庭で体を動かして遊ぼう)  
☎72-2371 24日(木)

■上南部子ども園  
(自由あそび)  
☎74-3022 10日(木)

■高城保育所  
(自由あそび)  
☎75-2044  
10日(木)・22日(火)

■清川保育所  
(お祭りごっこ)  
☎72-2251 4日(金)

## 雑誌リサイクルフェアを行いました

8月20日(土)~10月16日(日)までの期間中、雑誌のリサイクルフェアを行いました。



## 読書の秋!「借りたい放題」実施中

11月9日(水)までは、何冊借りていただいてもOK!(新刊・雑誌・視聴覚資料は対象外)  
なお、貸出期間は2週間です。

## 「ゆめよみ館」ホームページへようこそ!

ホームページ「図書検索等」の各項目からは、新着図書(雑誌)案内や、貸出ベストなどが見られます。また、本の所蔵の有無や、お気に入りの作家の作品一覧を検索したり、予約もできます(一部予約のできない本もあります)。休館日やイベント情報なども、こちらでチェック!どうぞご利用ください。

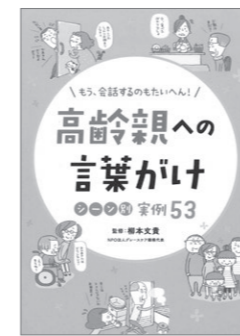
## こんな本、いかが?

### 今月のオススメ

#### 『高齢親への言葉がけシーン別実例53』

もう、会話するのもたいへん!』  
柳本文貴 監修(つちや書店)

頼りにしてきた親が老いを深めていく姿を見るのは辛いものです。困った行動やネガティブ発言が増えてきて、コミュニケーションに苦労されている方もいるのではないのでしょうか。そんな時の対応について、5つのコツとともに、親も介護者も気持ちに楽になる「言葉がけ」が多数紹介されています。この本を読むだけでも、少し肩の力が抜けるかもしれません。



そのほかにこちらも.....

北国の小さな本屋が起した奇跡の物語

一万円選書

岩田徹 著  
ポプラ社

人と動物の日本史図鑑1  
旧石器時代から弥生時代

小宮輝之 著 / 阿部浩志 文協力  
境洋次郎 イラスト  
(少年写真新聞社)

くみたて

田中達也 作  
(福音館書店)

人のうごき		
	9月末現在	(前月比)
男	5,739人	(+6人)
女	6,307人	(-1人)
人口	12,046人	(+5人)
世帯数	4,790世帯	(+6世帯)

9月中の異動  
出生 4人  
死亡 10人  
転入 26人  
転出 15人  
高齢化割合  
(65歳以上)33.4%

# としょがん 図書館通信

町立図書館  
(ゆめよみ館)  
Tel.72-1410

上南部分館  
(生涯学習センター内)  
Tel.74-3283

## 11月のテーマ展示

**1階 「大人のゆとりを楽しむ」**  
皆さんが憧れる「大人のたしなみ」とは?心がゆったりとするコーヒーにワインや音楽。ちょっと贅沢な癒しの旅や食事。それにマナーや心の余裕も必要ですね。それぞれが想う、素敵な大人に近づくために何かを始めてみませんか。

**2階 「夜を遊ぼう」**  
秋も深まり、日ごとに夜の時間が長く感じられるようになりました。夜の暗さは怖くもあり、非日常的でワクワクもします。親子で散歩をしたり、シーツをかぶっておぼけごっこをしたり。秋の夜長をたっぷり楽しみましょう。

### ゆめよみ館 11月のカレンダー

ゆめよみ館は祝日も開館しています

1日(火)	休館(館内整理日)
2日(水)	手づくりのちいさなえほん展(~13日)
5日(土)	おはなし会(10:30~)
7日(月)	休館
12日(土)	ちいさいひと(0~3歳)のおはなし会(10:30~)
13日(日)	ボランティア養成講座(13:30~)
14日(月)	休館
19日(土)	おはなし会(10:30~)
21日(月)	休館
24日(木)	ちいさいひと(0~3歳)のおはなし会(10:30~)
28日(月)	休館
30日(水)	休館(館内整理日)

### 上南部分館 おはなしの会

11月12日(土)午前10時30分から

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、行事が中止になる場合があります。





# 町内各小学校で元気いっぱいの運動会

10月24日、町内の南部、岩代、上南部、高城小学校で運動会が行われました。今年度も時間短縮など新型コロナウイルス感染症対策を講じた上での実施となりましたが、子どもたちが元気いっぱいに練習の成果を発揮しました。(清川小学校は11月20日(日)に実施予定です。)



南部小学校



岩代小学校



上南部小学校



高城小学校

